

課程博士 博士論文取扱内規

(趣旨)

第1条 大阪大学大学院歯学研究科（以下「本研究科」という。）における課程博士の取扱い等については、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）、大阪大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び大阪大学大学院歯学研究科規程（以下「研究科規程」という。）によるほか、この内規の定めるところによる。

(提出資格)

第2条 学則第12条の規定により博士論文を提出できる者は、研究科規程第7条に定めるもののほか、別に定める本研究科発表会において発表した者とする。

2 学則第13条第2項の規定により博士論文を提出できる者は、この規定のほか、別に定める本研究科研究発表会において発表し、指導教員の承認を得た者で、退学後3年以内の者に限るものとする。なお、博士論文の提出の許可にあたっては、本研究科教授会の議を経るものとする。

3 指導教員は、研究指導を行った教授あるいは准教授もしくは講師とする。

(提出書類)

第3条 研究科規程第7条により論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を本研究科教授会が定める期日までに、研究科長まで提出しなければならない。

(1) 博士論文審査・最終試験受験申請書

(2) 博士論文

(3) 参考論文（添付を要する場合のみ）

(4) 論文目録

(5) 論文内容の要旨

(6) 履歴書

(7) 次項に係る掲載論文の別刷または掲載証明書、あるいは、原則として、1年以内に掲載または掲載証明を得る旨記載した研究科長及び指導教員あての誓約書

2 当該研究内容は、原則として単著論文として学術雑誌に掲載されなければならない。

ただし、別に定める条件を満たす場合には、共著論文の内容を基にして1篇の博士論文として作成できる。

(審査委員会)

第4条 本研究科教授会は前条により提出された論文の審査及び最終試験を行うため、本研究科教授2名以上を含む本研究科担当教員（講師以上）4名以上で構成する審査委員会を設ける。審査委員会の主査は、研究指導を行った教授あるいは准教授もしくは講師とする。なお、審査委員会委員に不測の事態が生じた場合の取り扱いについては、別に定める。

(審査、試験)

第5条 審査委員会は、博士論文の審査が終了した際に、論文に関連する科目について最終試験（口頭または筆答）を行う。

(報告)

第6条 審査委員会は、前条による論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに次の書類を添えて研究科長に報告しなければならない。

- (1) 審査報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 最終試験の結果の要旨及び担当者

(審査報告書等の配付)

第7条 研究科長は、前条による報告を受けたのち、学位授与判定を行おうとする研究科教授会の7日以上前に次の書類を各研究科教授会構成員に配付しなければならない。

- (1) 審査報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 最終試験の結果の要旨及び担当者
- (4) 論文内容の要旨
- (5) 掲載論文の別刷、掲載証明書あるいは掲載誓約書

(学位授与の判定)

第8条 研究科教授会は、審査委員会の報告を受け、学位規程第15条に基づき、学位を授与すべきか否かを審議する。

附 則

- 1 本内規は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 課程博士 博士論文の取扱いに関する内規（昭和50年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年5月19日から施行する。